

岡山市道路反射鏡設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路管理者が行う道路反射鏡(以下「カーブミラー」という。)の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「カーブミラー」とは、道路の付属物として、屈曲部、屈折部又は交差点において、周囲の建物の存在等により死角が生じる方向の他の車両等を確認するための補助用具の鏡であって、市が設置し管理するものをいう。
- (2) 「市管理道」とは市が管理する国道、県道、市道のことをいう。
- (3) 「その他の公道」とは国及び県が管理する道路のことをいう。
- (4) 「私道」とは、当該敷地が私人の所有に属し、現に一般の交通の用に供されている筆分けされた道路のことをいう。

(設置基準)

第3条 カーブミラーは次の各号のいずれかに該当し、かつ、市が道路の見通し、交通量、その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。なお、設置の判断においては「道路反射鏡設置指針((公社)日本道路協会)」によるものとする。また、カーブミラーは道路区域内の通行の支障にならない場所に設置し、民地には設置しない。

- (1) 市管理道の屈曲部又は屈折部において、前方の見通しが悪い箇所
- (2) 市管理道と市管理道又はその他の公道との交差点において、左右又は片方の見通し悪い箇所
- (3) 市管理道と私道との交差点(以下「私道交差点」という。)において、左右又は片方の見通しが悪い箇所

その場合、当該私道が通り抜け可能であること。または当該私道が行き止まりの場合、私道と接している家屋が4戸以上で市管理道に接していない家屋が2戸以上であること

2 カーブミラーは、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、設置しないものとする。

- (1) カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
- (2) カーブミラーの設置が物理的に困難な場合
- (3) カーブミラーを設置することで、車両、歩行者等の通行に支障がある場合
- (4) 隣接地の草木繁茂や駐車車両等の支障物により、一時的に見通しが悪くなっている場合
- (5) 私有地の出入り口(集合住宅の敷地内通路を含む。)から公道の方向を確認するためのものである場合

- (6) カーブミラーの設置以外の安全対策を実施することが適切である場合
- (7) 交差点において、隅切りが設置されており左右の見通しが確保されている場合
- (8) 設置箇所の町内会および交通安全対策協議会の同意が取れない場合
- (9) 設置箇所に隣接する関係者から設置の了承が得られない場合

(私道交差点への設置の申請)

第4条 私道交差点へのカーブミラーの設置の申請は、設置により利益を受ける私道利用者の代表者が、私道関連等道路反射鏡設置申請書(様式第1号および第2号)を市長に提出して行うものとする。

(設置の決定)

第5条 市長は、前条の規定による設置申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認められるときは、設置の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により設置の決定をしたときは、私道関連等道路反射鏡設置決定通知書(様式第3号)により当該申請代表者に対しその旨を通知するものとする。

(撤去等)

第6条 宅地開発事業の施工、住宅等の建築、駐車場の設置等に伴い、カーブミラーの撤去又は移設を希望する者(以下「原因者」という。)は、あらかじめ地元町内会および交通安全対策協議会の同意を得たうえで、市と協議をおこない、市の承認を得て、原因者の費用負担により撤去又は移設を行うものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、市が撤去又は移設を行うものとする。

2 前項の規定による場合を除き、市は、道路環境の変化等により、設置したカーブミラーが第3条の規定に該当しなくなつたと認めるとき、又は、設置により事故を誘発していると認められるときや接触等による破損が多発する場合には、当該カーブミラーを撤去できるものとする。

附 則

1. この要綱は、令和8年10月1日から適用する。

様式第1号

私道関連等道路反射鏡設置申請書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請代表者
住 所
氏 名
連絡先

印

岡山市道路反射鏡設置要綱第4条に基づき、次のとおり申請します。
申請をするにあたり、道路反射鏡設置後も引き続き私道を一般の用に供することに同意するとともに、道路反射鏡設置に関して、私道敷の権利者等との調整紛争等については、一切私が責任をもって処理し、市に迷惑をかけません。

記

- 1 設置箇所
- 2 設置理由
- 3 町内会および交通安全対策協議会の同意

当該私道への道路反射鏡設置申請について同意いたします。

町内会 会長

印

学区交通安全対策協議会 会長

印

- 4 添付書類 選任書、位置図、現況写真、見取図、公図写、平面図、その他必要書類

様式第2号

選 任 書

このたび、岡山市 区 地内の私道関連等道路反射鏡設置申請をするにあたり、
申請代表者 を当該私道関係者全員の代表として選任する。

住 所	氏 名	印

※ 当該私道関係者とは私道の所有者及び沿道の土地、家屋の所有者をいう。

様式第3号

私道関連等道路反射鏡設置決定通知書

令和 年 月 日

申請代表者 様

岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長
(連絡先:〇区〇〇〇〇課)

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった道路反射鏡設置について、岡山市道路反射鏡設置要綱第5条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 設置の可否 可 ・ 否
- 2 設 置 箇 所 岡山市〇区〇〇地内

以上